

第 3 期三木市教育大綱

令和 7 年 3 月



三木市

第3期三木市教育大綱の策定にあたって

本市では、令和2年3月に「第2期三木市教育大綱」を策定し、「豊かな学びで未来を拓く」を基本理念とし、生涯にわたる豊かな学びを通じて、より充実した人生とよりよい社会を創造できる人材を育成する教育の推進を図ってまいりました。

「第2期三木市教育大綱」の計画期間であった令和2年度からの5年間は、新型コロナウイルス感染症の拡大が社会にも教育にも大きな影響を及ぼし、社会は大きく変化しました。この変化を私たちは予測できていたでしょうか。

そして、これから起こるかもしれない大きな変化を予測できるのでしょうか。予測が困難だといわれる未来を生きていく子どもたちに、私たちはどんな力を身に付けさせなければならないのでしょうか。

「今」を生きる私たちが、将来を見据え、「未来」に向けた思いを込め、教育のまちの推進に向けた取組を進めていくことは、行政に課せられた使命であり、「今」を生きる私たちの責任であります。

私たちがめざす未来社会は、グローバル化がますます進み、テクノロジーが高度に進化し、人々の価値観やライフスタイルが大きく変化するといわれています。その未来社会を豊かに生きていくために必要な力を、教育をとおして育てていくことが必要です。

夢を持つということは、未来への希望を灯すことです。そして、その夢を実現するために努力し、成長していくプロセスこそが、人生を豊かにするのです。

このような思いから、このたびの教育大綱では、「夢を育み、未来を創る三木の教育」を基本理念に掲げました。社会全体で全ての人の夢を応援し、誰もが主体的に夢を追求することをとおして豊かな人生を送ることができるよう、三木市が一体となって「夢を育み、未来を創る」教育を推進します。

令和7年3月

三木市長 仲田一彦

I 教育大綱の趣旨

この教育大綱は、三木市総合教育会議（地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置）において、市長が教育委員会と協議・調整を行い策定したものです。

この大綱では、三木市の取り組むべき教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策についての指針を示しています。

II 教育大綱の計画期間

この大綱の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

具体的な施策を推進するに当たっては、教育関係機関がそれぞれの役割を果たすとともに、家庭や地域、市民が連携・協働し、三木市全体で基本理念の実現に向けて取り組みます。

III 教育大綱の基本理念

「夢を育み、未来を創る三木の教育」

「夢」は生き方に方向性を与えます。

めざす「夢」があるからこそ、そこへ向かうための知識や技術、能力の育成が必要になり、「夢」が明確であればあるほど、最適な手段が生み出され、モチベーションが維持されます。

つまり、「夢」は、年齢にかかわらず、生き方の羅針盤となるのです。

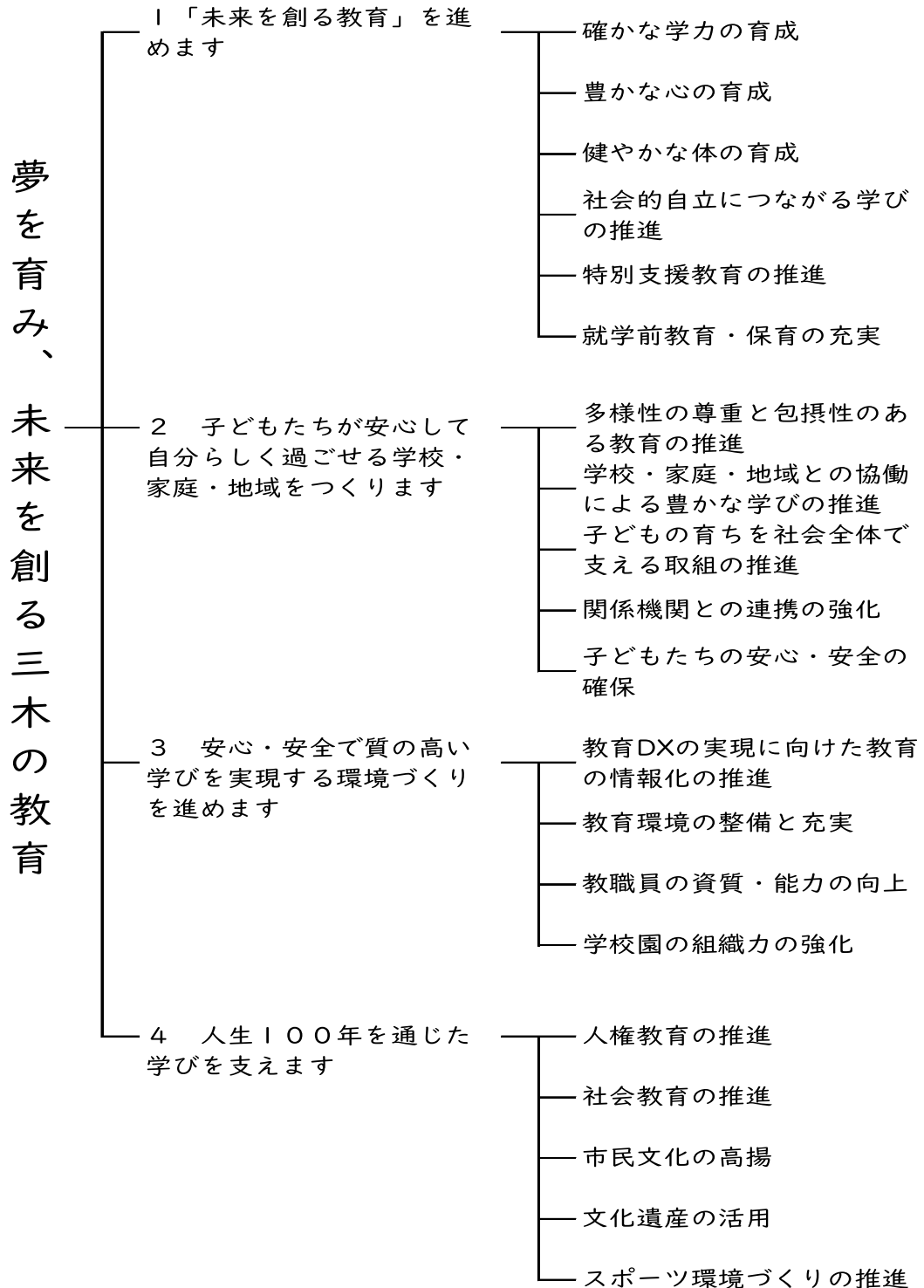
「夢」の追求は、「こういう自分でありたい」という個人の幸せづくりであり、それが「こういう社会にしたい」「こういう未来を創造したい」という新たな価値を創造する力につながります。

三木市では、学校・家庭・地域全体で「夢を育み、未来を創る」教育を推進します。

Ⅳ 教育大綱の体系表

基本理念

夢を育み、未来を創る三木の教育



V 教育大綱の基本方針

I 「未来を創る教育」を進めます

(1) 確かな学力の育成

- 子どもたちの自己実現につながる「主体性・協働性・創造力」の育成をめざし、その基盤となる基礎学力の定着と活用力・学びに向かう力を育てます。
- グローバル社会で主体的に活動できるよう、コミュニケーション能力や合意形成能力を育てます。
- 高度情報化社会の更なる先（Society5.0時代）を見据え、I C T機器を活用した学習活動を充実し、情報活用能力（情報モラルを含む。）や論理的な思考力を育てます。

(2) 豊かな心の育成

- 社会における人権課題の解決に向け、全教育活動を通じて自尊感情を高め、主体的で実践的な人権教育を推進します。
- 自己の生き方を考え、自立した一人の人間としてよりよく生きることができるよう道徳教育を進めます。
- 多様な文化的背景をもつ人々と互いの違いを認め合い、共に生きる多文化共生教育を進めます。
- 三木の伝統や文化、自然などに触れる機会を充実させ、ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う教育や、ふるさとの課題やその解決策を考えるなど、ふるさとを知る教育を推進します。
- 豊かな人間性や共生の心を育成するため、体験的な学習活動を充実します。
- 学校や家庭、地域、関係機関が一体となり、決していじめを許さない人を育てる教育に取り組めます。
- 誰もが安心して学べる学校づくりに取り組むとともに、子どもたちの社会的自立をめざした不登校支援に取り組めます。

(3) 健やかな体の育成

- 生涯を通じて健康で安全な生活を送るため、心身の健康の保持増進と体力や運動能力の向上を図り、運動に親しむ習慣を身に付けさせ、健やかでたくましい体を育てます。
- 食に関する正しい知識と健康的な食生活の習慣を身に付けさせるため、家庭と連携した食育を推進します。

(4) 社会的自立につながる学びの推進

- 人との関係を築く力や社会の中での役割を理解する力、自分を理解し管理する力、問題を解決する力、将来の計画を立てる力を育成します。
- 社会で必要な資質や能力を育てるため、個性を見つけて可能性を伸ばすとともに、自発的・主体的な姿勢を尊重し、その発達を支える生徒指導に取り組みます。
- 自分らしい生き方を実現するため、学ぶことや働くこと、自分から積極的に社会づくりに参加することの大切さに気付くことのできる機会や学びを充実します。

(5) 特別支援教育の推進

- 一人一人の個性や特性に応じた学びを提供します。
- 共生社会の実現に向け、互いに支え合い、認め合うインクルーシブ教育を推進します。
- 障がいのある人が、切れ目のない支援を受けられるよう、学校、家庭、保健・福祉、医療、労働、地域住民などとの連携を深めます。

(6) 就学前教育・保育の充実

- 乳幼児一人一人の心の育ちを受け止め、自尊感情を育むとともに、個々の発達やニーズに合わせ、自立心や主体性を尊重した教育・保育を推進します。
- 子どもたちの成長を切れ目なく支えるため、幼児期

の教育と小学校教育の連携を深めます。

2 子どもたちが安心して自分らしく過ごせる学校・家庭・地域をつくります

(1) 多様性の尊重と包摂性のある教育の推進

- さまざまな背景や状況により多様な教育ニーズを持つ子どもたちに、個々に適した学びの場を提供し、必要な支援を充実します。
- 誰もが持てる個性や能力を発揮し、互いに支え合い、安心して暮らせる社会を築くために、人権尊重と男女共同参画についての理解を深める学びを推進します。

(2) 学校・家庭・地域との協働による豊かな学びの推進

- 家庭同士や学校、地域等の交流を通して学びを積み重ね、親が子どもと共に成長し、子どもの健やかな成長を支えることができるよう、家庭の教育力を高めます。
- 子どもたちが地域で多様な学びや交流を通じて成長できるよう、学校と地域が協力し合いながら、地域の教育力を高めます。

(3) 子どもの育ちを社会全体で支える取組の推進

- 学校と地域が力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取組を推進します。
- 学校部活動の地域クラブへの展開を進め、子どもたちが継続して文化・スポーツに親しむ機会を確保します。

(4) 関係機関との連携の強化

- 子どもたちが直面する問題や困難が多様化・複雑化していることから、学校と関連機関との連携強化や、学校外での多様な支援の確保に取り組みます。

(5) 子どもたちの安心・安全の確保

- 危機回避能力を育成し、適切に対応できる安全教育を推進します。
- 災害に備え、自らの命を守ることや互いに助け合うことの大切さを考える防災教育を推進します。

3 安心・安全で質の高い学びを実現する環境づくりを進めます

(1) 教育D×（デジタルトランスフォーメーション）の実現に向けた教育の情報化の推進

- 学校教育において、ICTの活用が「日常化」するよう取り組むとともに、ICTを最大限に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。
- 業務の効率化を図り、働きがいのある学校づくりを進めるため、円滑・安全なICT環境の整備、充実を図ります。

(2) 教育環境の整備と充実

- 子どもたちが安全で快適な学校園での生活を送ることができるよう、教育環境の整備と充実を進めます。
- 全ての子どもたちに等しく学ぶ機会が保障されるよう、必要な支援を行います。
- 子どもたちの教育に適正な児童・生徒数の確保に努め、より望ましい教育環境を整備します。

(3) 教職員の資質・能力の向上

- 専門性や実践的指導力などを育成する多様な研修の場を提供し、自ら学び続ける保育者と教職員を支援します。
- 教職員の業務改善を進め、子どもたちと向き合う時間を確保します。

(4) 学校園の組織力の強化

- 子どもたちの多様な学びや課題に組織的に対応するため、教職員相互の協力・協働体制づくりを進め、学校園の組織力を強化します。
- 教職員が専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、働きやすい職場環境をつくるとともに、心身の健康の保持・増進を図ります。

4 人生100年を通じた学びを支えます

(1) 人権教育の推進

- 「一人一人の人権が尊重されるまち」を実感できる人権教育を展開します。地域の多様な人材や資源を生かし、市民が主体となり、人権課題を解決できる教育を進めます。

(2) 社会教育の推進

- 地域住民のつながりを深めるとともに、学んだことを生かして地域課題の解決につなげられるよう、地域の総合的な教育力の向上に努めます。
- 市民が生涯にわたり生きがいを持ち、豊かな人生を送ることができるよう、公民館、図書館等の社会教育施設の機能を強化し、社会の変化に対応した多様な学びの機会を提供します。

(3) 市民文化の高揚

- 市民の多様な文化活動を通じ、生涯にわたって文化、芸術に親しむ心を育てます。

(4) 文化遺産の活用

- 地域に伝わる伝統行事や文化財などの歴史的な遺産を生かした文化の振興を図ることにより、市民のふるさと意識を醸成し、郷土愛を育みます。
- 文化遺産を維持・活用する担い手を育成するとともに、地域文化の魅力を発信します。

(5) スポーツ環境づくりの推進

- 健康で心豊かに暮らすため、「する、観る、支える」という活動を通して、スポーツに親しむ機会を充実します。
- 体力や技能の程度、障がいの有無にかかわらず、全ての人が興味・関心や適性に応じてスポーツに参画できる環境づくりに取り組みます。
- 三木の地域性を生かしたスポーツイベントや活動を支援し、スポーツ交流を進めることにより、スポーツの振興と充実を図ります。